事業番号　5.1

TCVB 公益財団法人 東京観光財団
Tokyo Convention & Visitors Bureau

令和８年度　多摩・島しょの新たな観光の魅力創出支援事業
（１）アドベンチャーツーリズムに係る新たな取組への支援



地域の自然を満喫するツアーを作りたい!!

地域ならではの文化を伝えるコンテンツを作りたい！



多摩・島しょ地域におけるアドベンチャーツーリズムのコンテンツ開発等に係る新たな取組を支援します。

アドベンチャーツーリズムとは、「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の３要素のうち２つ以上で構成される旅行のことをいいます。（詳細は裏面参照）

助成対象者	①観光協会等　②商工団体等　③観光関連事業者など
助成対象事業	①ソフト事業：マーケティング、コンテンツ開発、モニターツアー、ブランディング、プロモーション等 ②ハード事業：ＩＣＴ化、機器導入、施設整備等
支援内容	①～③により新たな取組を支援します。 ①助成金 助成率：助成対象経費の３分の２　※千円未満切り捨て ※助成限度額2,000万円（下限額100万円） ②アドバイザーによる支援 コンテンツ開発、プロモーション等の専門家の助言等 ③広報支援 助成対象期間中、広報プロモーターによる広報支援を実施
助成対象期間	令和９年４月１日（木）～令和１１年３月３１日（土） （最大２年間）

【募集期間】令和８年１０月１５日（木）～１２月１８日（金）

アドベンチャーツーリズムとは

「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の３要素のうち２つ以上で構成される旅行のことをいいます。

※３要素の考え方について、具体的な想定は以下のとおりです。
「自然」…その土地ならではの自然
「アクティビティ」…体を動かすこと自体が主目的のアクティビティ活動
「文化体験」…その土地のありのままの本物の文化体験

また、次の5つの体験価値を満たしていると望ましいとされています。
（１）「いままでにないユニークな体験（The Novel and Unique）」
…その他の場所では味わえない、その地ならではの体験がある
（２）「自己変革（Transformation）」
…体験を通じて、自己が成長・変化していくことを感じることができる
（３）「健康であること（Wellness）」
…旅行前よりも心身ともに健康なった感覚を得ることができる
（４）「挑戦（Challenge）」
…身体的・精神的にさまざまな意味合いでの「挑戦」の要素が体験に含まれている
（５）「ローインパクト（Impact）」
…体験にあたって、文化や自然に対してインパクトを最低限に抑えられていると感じられる



アドベンチャーツーリズムについて詳しくはこちらもご覧ください。

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課
「アドベンチャーツーリズムナレッジ集」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810001855.pdf

具体的な事業例

・地域の独特の自然地形を生かしたリバーアクティビティのコースの整備とツアー造成（自然・アクティビティ）

・星空が見えるグランピング施設の宿泊と伝統野菜の収獲体験とレクチャーを組み合わせた観光商品の造成（自然・文化体験）

・都内の酒造を巡るウォークキングツアーの造成（文化体験・アクティビティ）

具体的な事業例はこちらもご覧ください。

観光庁
「アドベンチャーツーリズム　本質的課題解決への事例集」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810001853.pdf

※上記内容は一部簡略化しています。詳細はお問い合わせ又は下記URLをご確認ください。

■お問い合わせ
東京観光財団 地域振興部事業課　03-5579-2682

■詳細URL
https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2026/1015_7945/

事業番号　5.1

TCVB 公益財団法人 東京観光財団
Tokyo Convention & Visitors Bureau

令和８年度　多摩・島しょの新たな観光の魅力創出支援事業
（２）安定集客促進に係る新たな取組への支援

年間を通じた安定的な旅行者の誘致を図るため、多摩・島しょ地域において閑散期等の誘客につながるコンテンツの開発やプロモーション等の安定集客促進に係る新たな取組を支援します！

助成対象者

①都内の観光協会等　②商工会等　③観光関連事業者など

※「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする市町村との連携の下に設立された観光協会（連盟等）を対象とします。
※「商工会等」とは、商工会法（昭和３５年法律第８９号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）に規定する商工会議所をいいます。

助成対象事業

多摩・島しょ地域における安定集客促進に係る新たな取組

【ソフト事業】マーケティング、事例調査、コンテンツ開発、モニターツアー、イベント、ブランディング、プロモーション等
【ハード事業】ICT化、機器導入、施設整備等

例１．冬に新たな旅行者を呼び込むため、美しい眺望を楽しめるサウナ施設を整備するとともに付近の温泉施設と連携したキャンペーンイベントの開催



例２．冬のダイビングの魅力をＰＲするため、クリスマスにちなんだ限定イベントを実施するとともにインフルエンサーを活用したＳＮＳや各メディアでの情報発信

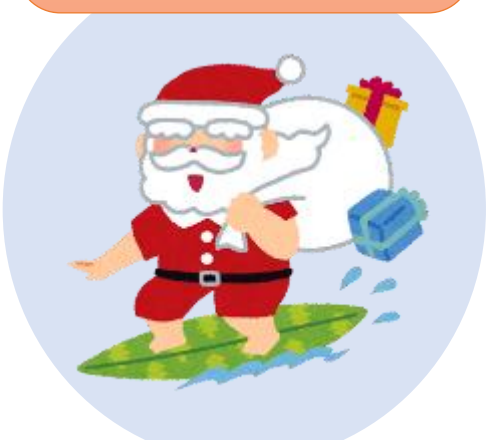

例３．荒天時でも滞在を楽しめるよう、ボッチャ・ボルダリング等の屋内スポーツ施設の整備や地域の資源を生かしたオリジナルグッズを制作できるワークショップの造成

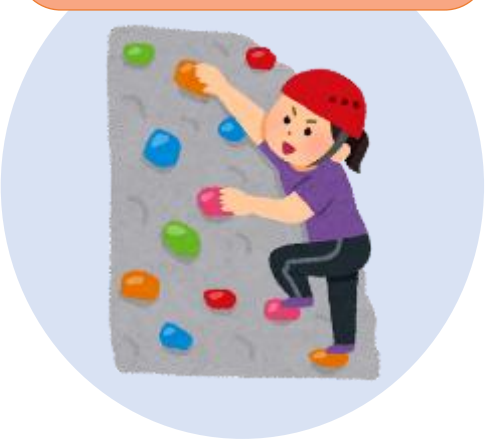

助成率等

助成率　　：３分の２以内
助成限度額：2,000万円（下限額100万円）
※新たな観光施設の整備については3,000万円が限度額

助成対象期間

令和９年４月１日（木）～令和１１年３月３１日（土）
（最大２年間）

【募集期間】令和８年１０月１５日（木）～１２月１８日（金）

※上記内容は一部簡略化しています。詳細はお問い合わせ又は下記URLをご確認ください。

■お問い合わせ
東京観光財団 地域振興部事業課　03-5579-2682

■詳細URL
https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2026/1015_7945/

事業番号 5.2

TCVB 公益財団法人 東京観光財団
Tokyo Convention & Visitors Bureau

令和８年度　第２回募集
土産品等を活用した多摩・島しょ観光プロモーション事業

土産品等の磨き上げ・プロモーションに係る取組に対して専門家によるノウハウの提供及び費用の助成を行うとともに、土産品等を切り口として国内外へのプロモーションを実施します！

助成対象者

①都内の観光協会等　②商工会等　③観光関連事業者など

※「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする市町村との連携の下に設立された観光協会（連盟等）を対象とします。
※「商工会等」とは、商工会法（昭和３５年法律第８９号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）に規定する商工会議所をいいます。

助成対象事業

多摩・島しょ地域における既存の土産物品等の磨き上げ・プロモーションに係る新たな取組

例）商品・デザインの改良、マーケティング、プロモーション等

多摩・島しょ地域の伝統工芸品・食品などの特産品の開発やプロモーションを支援します！

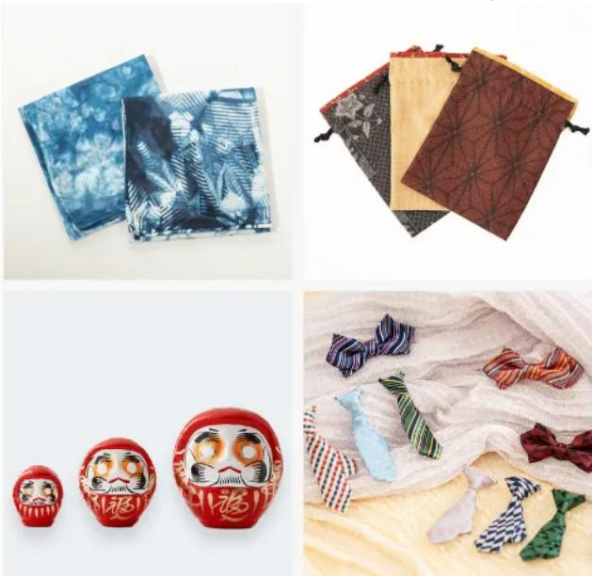



助成率等

助 成 率　　：３分の２以内（大企業の場合は２分の１以内）
助成限度額：600万円以内

助成対象期間

令和９年４月１日（木）～令和１０年３月３１日（金）
（最大１年間）

【第２回 募集期間】令和８年１０月１５日（木）～１２月１８日（金）

※上記内容は一部簡略化しています。詳細はお問い合わせ又は下記URLをご確認ください。

■お問い合わせ　https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2026/1015_7929/
東京観光財団 地域振興部事業課　03-5579-2682